平成２３年（フ）第３２号
宮城県白石市大鷹沢三沢字平場山45番地12
債務者　永坂かおり（旧姓齋）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１５１号
秋田市大町６丁目１番20号
債務者　伊藤　映一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５６号
秋田県潟上市天王字北野308－７メゾンアンプルリヴ北野１－１、住民票上の住所秋田県男鹿市船川港比詰字二合田14番地４
債務者　登藤　健太
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６号
秋田県山本郡三種町森岳字上台104番地63
債務者　佐々木郁子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第８０号
茨城県筑西市海老ヶ島799番地３　リバティ８―102
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９１号
茨城県猿島郡境町大字西泉田803番地６　いずみコーポ112
債務者　野村　知加
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９７号
茨城県結城市大字結城1390番地３　篠崎アパート102、前住所茨城県結城市大字結城1021番地６　小林第２アパートＥ棟
債務者　佐藤　　東（旧姓外井）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０１号
茨城県結城市中央町１丁目２番地３
債務者　生田そのみ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７７号
千葉市花見川区幕張本郷５丁目17番13―203号
債務者　鍬原　　明
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０７号
千葉県市川市相之川２丁目16番１―403号　ホークマンション
債務者　岡澤沙綾香
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２７７号
千葉県船橋市市場３－３－１総武病院内、住民票上の住所千葉県船橋市海神３丁目３番14号　吉岡荘10号
債務者　川畑　信人
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６０号
千葉県市原市八幡731番地　コーポ八木202号
債務者　中村　美雪
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３９４号
千葉市中央区今井町1489番地１バルコート蘇我201号
債務者　寺岡　幸治
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４２号
千葉県市原市五井2533番地26　メゾン松田101
債務者　横井　　弘
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６号
山梨県上野原市上野原1408―２、住民票上の住所山梨県上野原市鶴川1026番地５
債務者　降矢　敏男
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
岐阜市北一色６丁目18番33号
債務者　北　　睦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５１号
岐阜県羽島市福寿町浅平２丁目44番地　三浦シティーハイツ405号室
債務者　黒田　　香
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
岐阜地方裁判所